

令和4年度『新居浜ものづくりブランド』新規募集要項

新居浜市は別子銅山の開鉱をきっかけに、瀬戸内海でも有数の工業都市として繁栄してきました。現在も、世界シェアを占める製品、オンリーワンの技術もこの地から生み出されています。

新居浜ものづくりブランド創出・認定委員会では、市内企業が有する優れた「製品」「技術」に対して、ブランド認定を行っています。ブランド認定されたものは、県内外に広くアピールし、企業の知名度向上と、販路開拓の支援を実施します。今回、第11回目の認定技術・製品を募集します。

◇ 対象事業者：

新居浜市内に住所を有する個人、市内に本店を有する法人又は市内に事務所を置く団体で、工業製品に関わる製造業又はサービス業（下表の日本標準産業分類される枠内に記載された業種であること）を営む中小企業者（※1）又はそれらに関連する中小企業団体（※2）で、次のいずれかの条件を満たすものとします。技術や製品が複数社によって実現される場合には、連名による申請も受付します。

- ① 優れた技術を有し、それを活用した分野において製品の国内シェアが上位であること。
- ② オンリーワンあるいは高度な技術を有し、自社又は他社の製品に利用されているか又は利用される可能性があること。

例1）宇宙関連・航空機部品に使用されている高精度な切削加工製品・技術

例2）世界シェアの高い工場に使用されている製造装置の設計技術

例3）生産性を改善させるIT技術を駆使した管理システムの設計製作技術

※1 中小企業者以外の事業者の出資の割合が2分の1以上のものを除く。ただし、2分の1以上の出資の割合を除いた部分を市内の中小企業者が相当程度の出資の割合を占めているものは含む。

※2 中小企業団体を構成するものの2分の1以上が市内に事業所を有していること。

◇ 応募方法

（1）自薦または金融機関や産業支援機関等からの推薦。

推薦機関にあつては事前に被推薦企業からの了承を得てください。

（2）製品・技術単位で応募してください。同一社の複数応募も可。

（3）応募用紙は、えひめ東予産業創造センターのホームページからダウンロードできます。応募用紙に必要事項を記入のうえ提出してください。

○添付書類

- ・定款のコピー、直近2期分の決算報告書（製造原価、販売費および一般管理等も含む）
- ・会社及び製品・技術のパンフレットやカタログ
- ・その他新聞・雑誌・書籍での紹介記事など

○募集期間 令和4年8月1日（月） ～ 9月22日（木） 17：00 必着

○提出方法 下記応募先まで郵送又は持参してください。

〒792-0060 新居浜市大生院 2151-10

（公財）えひめ東予産業創造センター 新居浜ものづくりブランド委員会事務局 宛

◇ 選考方法

(1) 有識者等で構成する創出・認定委員会において選考します。

【選考基準】

- 技術力 他社より高いレベルの優れた製品や技術であるか。
当該分野において課題ニーズに対応できる能力があるか。
- 独自性 独自のノウハウに基づいた製品・技術であるか。
他社には容易に真似できない製品や技術であるか。
特許権、実用新案権等の工業所有権を有しているか。
- 市場性 製品や技術の市場において今後の成長が見込めるか。
適正な市場を有する製品や技術であるか。
- 実績 こんなところに利用されている等の実績があるか。
社会に貢献する製品・技術であるか。
- 企業評価 認定するに相応しい企業であるか。必要な経営基盤が整っているか。
Q C D、5 S等の改善に対して積極的な取り組みがされているか。 など

(2) 審査会において、プレゼンテーションして頂きます（日時は後日連絡）。

(3) 選考の結果、認定されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 選考の課程で、必要に応じて説明図表などを提出して頂くことや、事務所や工場等を訪問させて頂くことがあります。

◇ 認定期間

認定日から令和10年3月31日までの5年間

◇ 結果発表

- (1) 選考結果は応募された企業、推薦機関に年内にお知らせし、認定された企業には認定証を授与します（令和4年3月予定）。
- (2) 選考された企業の情報について販路支援のための技術・製品パンフレット等を作成します。パンフレットは配布して貴社のPRに活用しますので、作成の際には取材等にご協力ください。

◇ 認定のメリット

- (1) 「新居浜ものづくりブランド」パンフレット、HP等への掲載。
- (2) 新居浜市長によるトップセールスやえひめ東予産業創造センターによる販路支援等
- (3) 認定された技術・製品に関する販路開拓に係る経費の助成等
- (4) 新居浜ものづくりブランドのロゴマークの使用権利

◇ 問い合わせ先

新居浜ものづくりブランド委員会事務局（えひめ東予産業創造センター内）平岩

〒792-0060 新居浜市大生院 2151-10

TEL:0897-66-1111

FAX:0897-66-1112

E-mail :tech2@ticc-ehime.or.jp

＜新居浜ものづくりブランド 対象業種＞

- | | | |
|---------------------------------|-----------------------|-------------|
| 2 2 鉄鋼業 | 2 3 非鉄金属製造業 | 2 4 金属製品製造業 |
| 2 5 はん用機械器具製造業 | 2 6 生産用機械器具製造業 | |
| 2 7 業務用機械器具製造業 | 2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | |
| 2 9 電気機械器具製造業 | 3 0 情報通信機械器具製造業 | |
| 3 1 輸送用機械器具製造業 | 3 9 情報サービス業 | |
| 4 0 インターネット付随サービス業 | | |
| 7 4 技術サービス業（他に分類されないもの）のうち、 | | |
| 7 4 3 機械設計業、7 4 9 9 プラントメンテナンス業 | | |
| 9 0 機械等修理業のうち、9 0 1 1 一般機械修理業 | | |